

第15条 追試験の成績は原則として減点する。

第16条 代替試験の成績は減点しない。ただし、追試験の代替試験の成績は、追試験に準じて取り扱う。

第17条 成績評価の結果は一定の期間内に授業科目担当教員によって、教授会に報告されなければならない。

第18条 次の者は試験等を受け、成績評価を得ることができない。

- 1 履修の届出をしていない者
- 2 学費未納者
- 3 教授会において受験することを不相当と認めた者

第19条 この規程に基づいて、各学部は運用のための内規を定めることができる。

備考

- 1 第10条第2項の受験料は、1科目について1,000円とする。
- 2 第14条に定める他に、認定する科目についてはグレードポイントを与えず、Pと表記する。

追試験受験要件および成績評価の取り扱い（各学部の内規を併せて参照すること）

追試験受験要件	成績評価	受験料
(1) 二親等以内の親族の死亡	100%	1,000円
(2) 本人の病気	80%	1,000円
(3) 試験当日の事故	80%	1,000円
(4) 学校において予防すべき感染症による登校停止	100%	免除
(5) 裁判員制度により、候補者として裁判員等選任手続に参加又は裁判員・補充裁判員として職務に従事する場合	100%	免除
(6) 公共交通機関の遅延又は運行停止等	100%	免除
(7) 学生連盟加盟団体に所属する学生が、各競技等の国内統括団体主催競技会等に参加資格を有し、春学期・秋学期定期試験期間と競技会等の日程が重複する場合	100%	1,000円
(8) その他、追試験を受けるに相当する理由と教授会が認めるもの	80%	1,000円
上記(1)、(4)、(5)、(6)、(7)の場合を除き追試験の評点は20%を減じる。 (1)～(6)及び(8)については、証明書、診断書又はその事由を説明する書面等を提出し、(7)については、事前に学生活動支援機構が定めた手続きを行うこと。		